

青森県報

号外第五十三号

令和五年
五月十八日
(木曜日)

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、青森県知事の選挙を次のとおり行うので、同条第五項の規定により告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙期日 令和五年六月四日

青森県選挙管理委員会告示第二十五号

令和五年五月十七日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二一、二二九人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

目 次

選挙管理委員会

○ 青森県知事選挙の期日……………	(事務局) ……
○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における政見放送を行うことのできる基幹放送事業者及び政見放送の回数……………	(同) ……
○ 青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………	(同) ……

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
一三三二、六七七人

- 東津軽郡選挙区 六、一二五人
- 西津軽郡選挙区 四、九二一人
- 南津軽郡選挙区 六、三〇三人
- 北津軽郡選挙区 七、二二二人
- 上北郡選挙区 二六、七二一人
- 三戸郡選挙区 一八、三四一人
- 青森市選挙区 七八、三一九人
- 弘前市選挙区 四七、七九五入
- 八戸市選挙区 六三、一三三人
- 黒石市選挙区 九、一八七人
- 五所川原市選挙区 一八、一六二人
- 十和田市選挙区 一六、九五九人
- 三沢市選挙区 一〇、六二二人
- むつ市選挙区 一九、八五〇人
- つがる市選挙区 八、八六三人
- 平川市選挙区 一一、二八九人

青森県選挙管理委員会告示第二十六号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙長

選挙長職務代理者

氏名	住所	氏名	住所
畑井 義徳	東津軽郡平内町	吉島 正信	八戸市

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画の数を次のとおり定めたので告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和五年五月十八日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第八項の規定により、令和五

年六月四日執行の青森県知事選挙における期日前投票等記載場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたと告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局	令和五年五月十八日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第三十号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたと、同法第七十八条の規定により告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 場所 青森市長島一丁目の一 県庁舎議会議棟三階

青森県選挙管理委員会

二 日時 令和五年六月六日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

制限額 三一、六二九、九〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたと告示する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目の一

ただし、令和五年五月十八日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

場 所	所 在 地
青森県庁南棟二階中会議室	青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会告示第三十三号

青森県知事選挙における候補者が政見放送を行うことのできる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことのできる政見放送の回数を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第二条第七項の規定により次のとおり定めたと告示する。

平成六年十二月二十八日青森県選挙管理委員会告示第五十二号（青森県知事選挙における候補者が政見放送を行うことのできる一般放送事業者及び候補者一人当たりの放送回数を定める告示）は、廃止する。

令和五年五月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
青森放送株式会社	一	株式会社エフエム青森	一
株式会社青森テレビ	一		
青森朝日放送株式会社	一		

備考 この表におけるラジオ放送に係る基幹放送事業者は、この告示の日以後初めて執行される青森県知事選挙において政見放送を行うことのできる基幹放送事業者とし、当該選挙の次に行われる青森県知事選挙においてラジオ放送により政見放送を行うことのできる基幹放送事業者は、青森放送株式会社とし、以下この組合せにより順次、政見放送を行うものとする。

青森県知事選挙選挙長告示第一号

令和五年六月四日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場
所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十
六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和五年五月十八日

青森県知事選挙選挙長 畑 井 義 徳

- 一 場所 青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局
- 二 日時 令和五年六月一日 午後五時十分

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭